

2021 年度補正予算の作成を行わない件

2021 年度の補正予算については、作成を行わないことを、執行理事会で審議の上、理事長決裁を受けた。当理事会で以下の報告を行う。

○報告事項

2021 年度は、補正予算の作成を行わない

○理由

以下の補正予算の作成を行う場合の想定事例（但しいずれの場合も最終的には理事長判断）のいずれの項目についても該当しないと判断されるため

項目	補正予算の作成を必要とする想定事例	判断の根拠
1	事業計画の大幅な変更があった場合 (事業計画に無い重要な事業の実施、事業計画に記載の事業の停止等が大規模である)	<ul style="list-style-type: none"> ・上半期については、事業計画を計画通り実施した。 ・下半期についても事業計画の大幅な変更は無い見込みである。
2	法人の運営や事業計画に基づいた事業の実施が、損なわれるような損益の変動があった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・上半期の状況を踏まえた収支見通しの結果、事業の実施が損なわれるような損益の変動は無いと判断される。
3	期首予算を大幅に超える、新たな設備投資が行われる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス移転関係投資以外は設備投資の着地見込み金額はほぼ期首予算と同額である。 ・オフィス移転関係投資は賃料削減により 1 年以内の投資回収が確実であり、資金的にも今年度のキャッシュフローで吸収可能。
4	その他、理事長が補正予算の作成が必要と判断した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で補正予算作成が必要となる特段の事情は生じていないと理事長に判断を頂いた。

【参考】

当センターの決算は数年度において概ね期首予算の範囲内で推移していることから、補正予算の作成・総会への議案上程は必要に応じて行うことを、第 111 回理事会(2016 年 2 月 10 日開催)において承認され、第 58 回総会(2016 年 3 月 18 日開催)において報告された。補正予算の作成・総会への議案上程の必要性は、執行理事会が検討の上、理事長が判断するものとなっている。

以上